

鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校学則第58条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「留学生」とは、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を許可された者をいう。

2 「短期留学生」に関し必要な事項は、別に定める。

(入学)

第3条 留学生は、定員外とし、第3学年に入学を許可するものとする。

(教育課程)

第4条 留学生の教育課程は、その留学生に適合するように特別に編成することができる。

(授業料等)

第5条 国費留学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(留学生指導教員)

第6条 留学生の学習及び日常生活に関して、必要な指導助言を与えるため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、留学生の学級担任をもって充てる。

(留学生支援職員)

第7条 留学生の学習及び日常生活に関して、必要な支援を行うため、留学生支援職員（以下「支援職員」という。）を置く。

2 支援職員は、国際交流センター職員をもって充てる。

(チューター)

第8条 留学生の学習上の援助及び日常生活上の助言を行うため、チューターを置くことができる。

2 チューターは、留学生と同一学科の学生の中から、当該学科の長の推薦に基づき、校長が委嘱する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月16日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行する。